

人権啓発Web講座

本講座は、YouTube上で動画をご視聴いただくオンライン研修です。個人での視聴はもちろん、学校や事業所の研修等、複数人で視聴することも可能です。スマートフォンやパソコン等の端末とインターネット環境があれば、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「何度でも」無料で受講できます。詳しくは、人権センターホームページをご覧ください。

※4月に「ハラスメント」と「子どもの人権」の講座を追加しました。



Web講座申し込み



公開中の人権テーマ

- ★子どもの人権 ★高齢者の人権 ★障がい者の人権 ★部落差別（同和問題）
- ★外国人の人権 ★水俣病をめぐる人権 ★ハンセン病回復者及びその家族の人権
- ★感染症をめぐる人権 ★災害と人権 ★インターネットによる人権侵害 ★女性の人権
- ★性的指向・性自認に関する人権 ★ハラスメント ★SDGsと人権 ★企業と人権



みんな大好きコッコロクイズ

今号からコッコロクイズを始めます。

正解された方の中から抽選で5名の方に、コッコログッズをプレゼントします。当選者の発表は賞品の発送をもって替えさせていただきます。

Q 熊本県人権啓発キャラクターの名前は何か?

応募期間：令和6年(2024年)9月30日(月)まで
応募方法：郵送またはメールにて氏名、住所、電話番号、クイズの答えを記入のうえ、下記ご意見・ご感想の連絡先まで送付ください。

人権メッセージ募集

☆人権について考えたことや、周りの人に伝えたいメッセージを募集しています!

【募集期間】令和6年(2024年)7月10日(水)~9月13日(金)消印有効

【応募方法】電子申請サービス、Eメール、郵送、FAX

受賞者には、表彰状と記念品(QUOカード)を贈呈します。詳しくは、人権センターホームページをご覧ください。



熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

情報誌「コッコロ通信」へのご意見・ご感想をお寄せください

住所・氏名を明記のうえ、ご意見・ご感想をお寄せください。(コッコロクイズの応募先を兼ねます)

送付先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県人権センター(人権同和政策課内)
TEL 096-333-2299
FAX 096-383-1206
MAIL jinken@pref.kumamoto.lg.jp

人権に関する相談窓口

専門の相談員が、電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用TEL 096-384-5822

受付時間 月曜日~金曜日

【祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く】9:00~12:00、13:00~16:00

熊本県人権センター
(熊本県人権同和政策課内)

ホームページへのアクセスは

熊本県人権センター で 検索

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：令和6年度(2024年度)

熊本県人権情報誌

コッコロ通信

vol.56
2024.8



熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

人権センターでは図書とDVD、パネルの貸出をしております。ランチタイム上映会もやってるからみんな遊びに来てね!



もくじ

- P.1 人権センターへおいでよ
- P.2 部落差別(同和問題)のない社会をめざして/インターネットによる人権侵害
- P.3 みんなのパブリックイレを考えよう!
- P.4 お知らせ(人権啓発WEB講座/みんな大好きコッコロクイズ/人権メッセージ募集/人権に関する相談窓口)

この情報誌には音声コードが印刷されています。



「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」 をご存じですか？

熊本県では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』を制定しています。

この条例では、県民、事業者の皆様に対して次の行為をしてはならないと定めています。

- ・ 同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
- ・ 同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
- ・ 結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
- ・ その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながるおそれのある行為



熊本県部落差別の解消の推進に関する条例について (人権センターHP)

部落差別について正しく理解するとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。部落差別のない社会の実現に向け、私たちみんなで取り組んでいきましょう。

インターネットによる人権侵害

インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっています。このような中、今年5月の「プロバイダ責任法」の改正では、SNSを運営する大手事業者に対し、投稿の削除を申請する窓口の整備や手続きの公表などを義務付けるほか、被害者の削除申請に応じるかどうか通知することや、削除の判断基準を公表することになりました。

法律の名称も、「**情報流通プラットフォーム対処法**」となりました。



近年のインターネットをめぐる法整備

刑法改正 (令和4年) 侮辱罪の法定刑の引き上げ

プロバイダ責任制限法の改正 (令和4年)

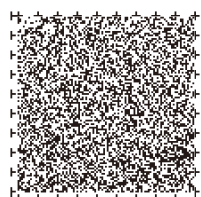
SNS等で誹謗中傷をした者の情報開示の裁判手続きがより簡易に

情報流通プラットフォーム対処法 (令和6年)

大規模プラットフォーム事業者に対して以下の措置を義務付ける

- ・ SNS事業者に投稿削除を申請する窓口の整備や手続きの公表などを義務付け
- ・ 削除申請から一定期間内に削除に応じるかどうかを通知
- ・ 削除の判断基準を策定して公表

インターネットによる人権侵害を未然に防ぐためには、利用者一人一人が正しい情報を見極め、活用する力を身に付けることはもちろん自他を大切にすることを意識を高め、行動することも大切です。インターネット上でも日常生活と同じように、ルールやマナーを守って利用しましょう。



みんなのパブリックトイレを考えよう!

昨今の日本では、LGBTなど性的マイノリティーについて社会的な関心が高まってきており、様々な場面において配慮が求められています。

そこで、先日TOTO株式会社の重留美穂さんに「性の多様性に配慮したこれからのトイレ」について講演いただきました。その中で重留さんは「誰でも安心して使えるトイレ」が大切だと呼びかけられました。



重留 美穂さん
TOTO
株式会社
九州支社

パブリックのトイレ利用の現状と課題について

トランスジェンダーのトイレ利用の現状として、「トイレに入る際の視線が気になる」、「トイレに入る際に注意や指摘を受ける」、「男女別のトイレしかなく選択に困る」、「外出先で常に多目的トイレを探している」、「利用するトイレを異性が使用している際に入りにくい」など日常生活の中で支障をきたす場面が多くあります。

また、課題として「性別を問わず利用できるトイレの不足」、「洋式トイレの未整備」などがあげられます。これらの現状を改善していくためには、ソフト面・ハード面の両方の整備が必要になってきます。

「誰でも安心して使えるトイレ」にするためには

上記の課題を解決していくためにはトランスジェンダーの方への配慮という視点だけでなく、様々な方への細やかな配慮が必要です。

トイレは一人で使用する場合だけでなく、例えば、子どもや介助が必要な高齢者の方、障がい者の方等に異性の家族や同伴者が付き添って使用する場合があります。そうした場

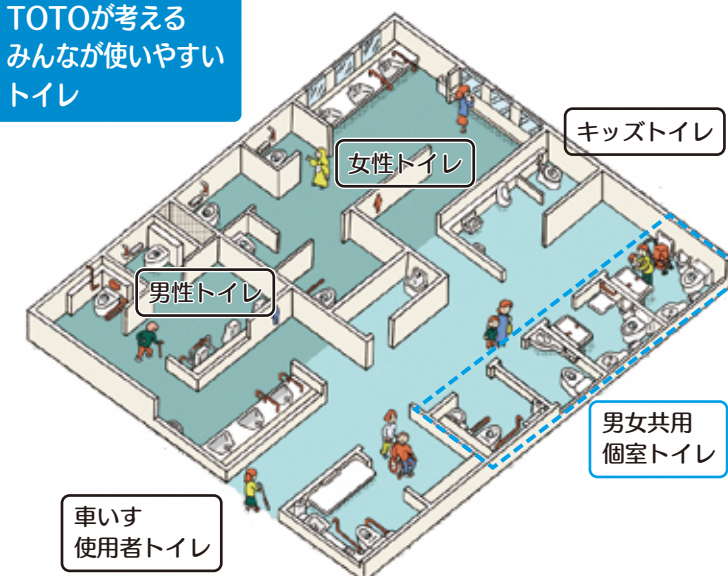
合、男女共用の広めの個室トイレであれば誰でも使いやすいトイレになります。

また、不特定多数の方が利用するトイレと、毎日同じ方が使用するトイレでは考え方が変わってきます。後者の場合には、意図せぬカミングアウトにつながるようなハード整備と、多様な人への理解を促進する取組みといったソフト整備が必要になってきます。

さらに、「このトイレは皆さん使っても大丈夫ですよ」といったメッセージを発することも大切です。多様な人が使いやすいトイレ整備を進めることは、みんなが暮らしやすい社会の実現につながります。



TOTOが考える みんなが使いやすい トイレ



みんなが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいきましょう!

